

令和4年11月28日、日置市農業委員会会長馬場恵三郎は、令和4年度11月総会を日置市役所吹上支所2階大会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第48号 農地法第3条許可申請書審議について	(14件)
議案第49号 農地法第4条許可申請書審議について	(2件)
議案第50号 農地法第5条許可申請書審議について	(11件)
議案第51号 非農地証明願出書審議について	(3件)
議案第52号 荒廃農地に係る非農地判断審議について	(7件)
議案第53号 農用地利用集積計画審議について	(13件)

〈 出席委員 〉 (19人)

1番 馬場 恵三郎 (会長・議長)	2番 奥 和俊	3番 池畑 正治
4番 日高 格一	5番 迫 千穂子	6番 重水 賢治
7番 馬場 五男	8番 山口 義廣	9番 野元 政博
10番 楠 眞憲	11番 東 芳男	12番 横山 義晴
13番 地頭所 忠一	14番 池田 初男	15番 今屋 政市
16番 黒葛 クルミ	17番 今村 壽久	18番 末永 義弘
19番 春成 勝美		

〈 欠席委員 〉 (0人)

〈 出席推進委員 〉 (13人)

20番 佐藤 洋三	21番 東峯 満	22番 松崎 秀樹	23番 下池 健悟
24番 本村 敏英	25番 松崎 弘安	26番 瀧聞 隆男	27番 中玉利 一朗
28番 鳩野 哲盛	29番 檜物 茂広	30番 西園 賢一郎	31番 鶴田 浩志
		34番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (2人)

32番 田中 宏和	33番 藤崎 善行
-----------	-----------

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

	次長兼農業振興係長	吉富 良一	
農地調整係長	小園 和仁	農業振興係	立和名 いづみ
農地調整係	石塚 健一		

〈 事務局等欠席者 〉

事務局長	東 浩文
------	------

(開会 9時00分)

会長 ただいまから、令和4年度11月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中19名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
また、農地利用最適化推進委員が13名出席しております。
それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。

会長 まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、4番「日高 格一」委員と7番「馬場 五男」委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、議案第48号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。
それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。
瀧間隆男委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

26番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 1頁の番号4及び番号5です。

番号4の権利種別は使用貸借権、権利取得後の経営面積は、番号4、番号5を合わせまして2,216㎡、作物は水稻です。

番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は、番号4、番号5を合わせまして2,216㎡、作物は野菜です。

以上、計2件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査委員の報告をお願いします。

8番 議案第48号の番号4について報告いたします。

令和4年11月21日、私と副の松崎委員は、申請人の立会いのもと現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第48号の番号5について報告いたします。

令和4年11月21日、私と副の松崎委員は、申請人の立会いのもと現地調査を行いました。

農地の現況は重機等により耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第48号の瀧間委員が関係する番号4及び番号5の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ございませんので、議案第48号の灌漑委員が関係する番号4及び番号5の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第48号の灌漑委員が関係する番号4及び番号5の案件について、許可することに決定しました。

灌漑委員に着席の連絡をしてください。

26番 〔着席〕

会長 次に、議案第48号の議事参与制限以外の案件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 1項から3項の12件です。

番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は23,645㎡、作物は水稻です。

番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は6,073㎡、作物は水稻です。

番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は204㎡、作物は甘藷です。

番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は5,071㎡、作物は花です。

番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は、13,010㎡、作物は果樹類です。

番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は、66,780㎡、作物はお茶です。

番号9の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は、19,403㎡、作物はお茶です。

番号10の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は、4,937㎡、作物は水稻です。

番号11の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は、15,665㎡、作物は水稻です。

番号12の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は、2,808㎡作物は水稻です。

番号13の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は、200㎡、作物は野菜です。

番号14の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は、186,012㎡、作物は水稻です。

以上、計12件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査委員の報告をお願いします。

3番 議案第48号の番号1について報告いたします。

令和4年11月20日、私と副の鶴田委員は、申請代理人の立会いのもと現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

3番 議案第48号の番号2について報告いたします。

令和4年11月23日、私と副の鶴田委員は、申請人の立会いのもと現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番

議案第48号の番号3について報告いたします。

令和4年11月19日、私と副の下池委員は、申請代理人の立会いのもと現地調査を行いました。農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9番

議案第48号の番号6について報告いたします。

令和4年11月22日、私と副の鳩野委員は、申請代理人の立会いのもと現地調査を行いました。農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番

議案第48号の番号7について報告いたします。

令和4年11月22日、私と副の中玉利委員は、申請代理人の立会いのもと現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番

議案第48号の番号8について報告いたします。

令和4年11月20日、私と副の中玉利委員は、申請代理人の立会いのもと現地調査を行いました。農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番

議案第48号の番号9について報告いたします。

令和4年11月22日、私と副の藤崎委員は、申請代理人の立会いのもと現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第48号の番号10について報告いたします。

令和4年11月21日、私と副の本村委員は、申請代理人の立会いのもと現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第48号の番号11について報告いたします。

令和4年11月21日、私と副の本村委員は、申請人の立会いのもと現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第48号の番号12について報告いたします。

令和4年11月21日、私と副の本村委員は、申請代理人の立会いのもと現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第48号の番号13について報告いたします。

令和4年11月19日、私と副の永野委員は、申請代理人の立会いのもと現地調査を行いました。農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第48号の番号14について報告いたします。

令和4年11月19日、私と副の永野委員は、申請人の立会いのもと現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第48号の議事参与以外の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第48号の議事参与以外の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第48号の議事参与以外の案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第3、議案第49号「農地法第4条許可申請書審議」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 資料の19頁をご覧ください。2件です。

番号1の転用目的は、一般住宅です。

申請地北側の宅地も一体利用での計画で、一般住宅の転用面積の概ね500㎡を超えますが、この宅地には既に住宅が建っております。また、この宅地は段差があり、段差から下の部分と申請地をたした有効面積が500㎡以下になる旨の理由書が添付されております。

番号2の転用目的は、貸資材置場、貸倉庫です。

平成2年ごろに既に転用済みとのことで、始末書が添付されております。

以上、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

12番 議案第49号の番号1について報告いたします。

令和4年11月22日、私と副の中玉利委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第49号の番号2について報告いたします。

令和4年11月22日、私と副の中玉利委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約4.9haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長

はい、ありがとうございました。

議案第49号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場

〔質問・意見等なし〕

会長

質疑等ございませんので、議案第49号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場

〔賛成多数〕

会長

賛成多数です。議案第49号のすべての案件は、許可することに決定しました。

会長

次に、日程第4、議案第50号「農地法第5条許可申請書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは資料の22頁をご覧ください。11件について説明いたします。

番号1の転用目的は、駐車場・庭敷地、権利種別は所有権移転です。

既に転用済みのため、始末書が添付されております。なお、農用地からの除外決定については、令和4年7月13日付けとなっております。

番号2の転用目的は、資材置場、権利種別は所有権移転です。

番号3の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。

既に転用されており、始末書が添付されております。

番号4の及び番号5の転用目的は、現場事務所、駐車場、仮設道路、権利種別は使用貸借権設定です。

申請地近くの水路の改良工事に伴い、現場事務所等を隣り合って整備するもので、工事用の一時転用となります。

許可の申請期間は許可日から令和5年3月17日までです。

なお、申請地は利用権設定されておりますが、小作人から同意を得ているとのことです。

番号6の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号7の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

一般住宅の転用面積の概ね500㎡を超えますが、申請地の西側が不整形のため、有効面積が490㎡になる旨の申立書が添付されております。

番号8の転用目的は、資材置場、権利種別は所有権移転です。

番号9の転用目的は、倉庫、権利種別は所有権移転です。

申請地は、現所有者が平成元年頃に既に転用済みのため始末書が添付されております。

番号10の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号11の転用目的は、資材置場、権利種別は所有権移転です。

以上、11件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長

現地調査員の報告をお願いします。

26番

議案第50号の番号1について報告いたします。

令和4年11月22日、私と正の馬場会長は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、10ha以上の集団内の農地であるが、集落に接続して駐車場及び庭敷地を整備するので、第1種農地の集落接続施設と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

26番 議案第50号の番号2について報告いたします。

令和4年11月23日、私と正の馬場会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

2番 議案第50号の番号3について報告いたします。

令和4年11月21日、私と副の佐藤委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第50号の番号4及び番号5については、同一敷地内で、隣り合って現場事務所等を整備するので、一括して報告いたします。

令和4年11月22日、私と副の檜物委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.3haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

一時転用の妥当性は、妥当です。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番 議案第50号の番号6について報告いたします。

令和4年11月19日、私と副の下池委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域から約80mに位置する農地であり、その規模が約0.7haで、10ha未満であるので、第2種農地の市街地近接農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第50号の番号7について報告いたします。

令和4年11月23日、私と副の松崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域から約330mに位置する農地であり、その規模が約0.3haで、10ha未満であるので、第2種農地の市街地近接農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第50号の番号8について報告いたします。

令和4年11月23日、私と副の松崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、10ha以上の集団内の農地であるが、集落に接続して資材置場を整備するので、第1種農地の集落接続施設と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9番 議案第50号の番号9について報告いたします。

令和4年11月22日、私と副の嶋野委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第50号の番号10について報告いたします。

令和4年11月24日、私と副の松崎秀樹委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第50号の番号11について報告いたします。
令和4年11月22日、私と副の本村委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約2.0haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。
議案第50号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。
何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第50号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第50号のすべての案件について、許可することに決定しました。

<休憩：10時00分～10時10分>

会長 次に、日程第5、議案第51号「非農地証明願出書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の34頁をご覧ください。3件です。
非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。
番号1は、法面です。
番号2及び番号3は、20年以上経過した宅地です。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

26番 議案第51号の番号1について報告いたします。
令和4年11月22日、私と正の馬場会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。
認定基準の該当項目は、3号法面で農地として利用できない土地です。
総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番 議案第51号の番号2について報告いたします。
令和4年11月19日、私と副の下池委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第51号の番号3について報告いたします。

令和4年11月22日、私と副の田中委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第51号のすべての案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第51号のすべての案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第51号のすべての案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長 次に、日程第6、議案第52号「荒廃農地に係る非農地判断審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 38頁をご覧ください。

議案第52号 「荒廃農地に係る非農地判断審議」についてであります。

申請分となります。

番号1は、伊集院町下谷口、登記地目は畑、登記面積は65㎡です。現地については、事務局で調査し、現況地目は「山林」と判断しました。

番号2から番号7は、日吉町日置、登記地目は番号2から番号4及び番号6、番号7が田、番号5が畑、登記面積は番号2から番号4及び番号6、番号7が5筆合計1195㎡、番号5が84㎡です。現地については、事務局で調査し、現況地目は「山林」と判断しました。

以上、田5筆、面積1,195㎡、畑2筆、面積149㎡、合計7筆1344㎡です。

農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしく申し上げます。

会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第52号のすべての案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第52号のすべての案件について、非農地として判断することに決定しました。

会長 次に、日程第7、議案第53号「農用地利用集積計画審議」を議題とします。

それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。

会長 横山義晴委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

12番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 41頁の番号2、番号3です。貸借です。

この案件は、横山委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、田は5,249㎡、畑は2,555㎡、計7,804㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は2件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第53号の横山義晴委員が関係する利用権設定の番号2、3の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第53号の横山義晴委員が関係する利用権設定の番号2、3の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

横山委員に着席の連絡をしてください。

12番 [着席]

会長 次に、東芳男委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

11番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 42頁の番号6です。貸借です。

この案件につきましては、東委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、田は無し、畑は503㎡、計503㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第53号の東委員が関係する利用権設定の番号6の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第53号の東委員が関係する利用権設定の番号6の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

東委員に着席の連絡をしてください。

11番 [着席]

会長 次に、議案第53号の議事参与制限以外の案件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 まず、利用権設定分です。資料の41～43頁です。貸借です。

面積について、田は5,573㎡、畑は2,247㎡、計7,820㎡、うち再設定面積は、1,956㎡、利用権設定件数は8件、うち再設定件数は3件です。

最後に、農地中間管理事業分です。

資料の44頁です。貸借です。

面積について、田は1,270㎡、畑は403㎡、計1,673㎡、うち再設定面積は1,673

m²、利用権設定件数は2件、うち再設定件数は2件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第53号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第53号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 以上で、本日のすべての審議は終了いたしました。

閉会のあいさつを会長代理をお願いします。

2番 令和4年度11月総会を閉会します。

(閉会 10時20分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長

4 番

7 番